

イエズス会士とマカートニー使節団の記録にみる 中国像の変化 ——中国清代の「棄児」習慣への視線から——

熊谷 摩耶

キーワード：中国像 / 棄児 / 東西交流史 / マカートニー使節団 / 異文化理解

はじめに

16世紀より中国にて布教活動を続けるイエズス会士たちは西欧諸国へ中国情報を発信し続け、シノワズリー（唐物趣味）等の文化現象をはじめ、文学作品や多くの哲学者たちの思想にも影響を与え続けてきた。イエズス会士たちの中国報告は、1792年に英国より派遣された大使マカートニー（George Macartney, 1737-1806）率いる初の訪中使節団員たちが記した中国に関する書物にもその影響がみられる。マカートニー使節団員による著作は西欧諸国における中国像の変化のきっかけとなったと評価されている¹が、彼らが渡航前に中国情報を得ていくのは必然であり、記録を残している団員たちの多くは実際、イエズス会士らの中国情報について言及し、自身の中国報告と比較している。そのため、イエズス会士らの中国情報とマカートニー使節団が記録してきた中国情報にはいくつかの重複があり、同一の見解のときもあれば、異なる見解も散見される。その中でも、両者に共通して記されている中国情報に関する項目の一つが、中国における「棄児（expose of the infants もしくは foundling）」である。

ここでいう「棄児」とは、両親もしくは片親が自らの子供（主として生後間もない嬰兒）を生死の別を問わず置き去りにする行為を指し、本稿ではこれらの行為を以後「棄児」と呼称を統一する。なお「棄児」と類似した事例として、両親もしくはその血縁者が自らの子供を何らかの方法で殺害し、死体を遺棄する行為について、特に「嬰兒殺し」という名称を用いて論考に加えることとする。

棄児に着目した背景には2つある。第一に、マカートニー使節団員らが中国に関する前提知識としていたイエズス会士らによる報告を含め、従来の中国報告のなかで、棄児および嬰兒殺しは必ずと言っていいほど取り上げられてきたトピックである。たとえば、マカートニーは1793年8月30日の日記で「貧しい者たちの間では棄児は普通に行われている、と中国の歴史を書いたほとんど全ての書物に出てくる²」と述べている。また、

¹ 近年の研究では、大野英二郎『停滞の帝国—近代西洋における中国像の変遷』（図書刊行会、2011）において、マカートニー使節団の記録の影響について論じられている。大野は18世紀末から19世紀初頭にかけて西欧における中国像が大きく変化する要因は、報告者の変化と報告内容の変化であるとしており、その中でも契機となったのがマカートニー使節団の団員らが記した記録であり、とりわけ、後述する機械係のパローの著作の影響力が大きいことを指摘している。（同書11頁参照。）

² 東洋文庫にマカートニーの日記の原本はあるが（請求番号：貴重書 MS-33）、一部所在が不明（2013年調査時）であったこともあり、本稿では克蘭マー・ピングが編集し編著書として刊行したマカートニー

棄児は日記や著作を残したマカートニー使節団員の多くが注目し、各人の記述が多く残されている。

第二に、イエズス会士たちの記録にも目を通して18世紀の西欧諸国の知識人たちは、中国の支配体制や中国の特徴を論じる際に、中国の人口過多こそが全ての問題の根源であると主張し、その際に併せて棄児および嬰兒殺しについて論じてきた。例えばマルサスは、著書『人口論』内で当時の中国の人口についてマカートニー使節団の副使格であるストーントン(George Leonard Staunton, 1737-1801)の著書に根拠を求めつつ、当時の中国情報として最も著名なイエズス会士デュアルドの『中国史³』やイエズス会士からの手紙から、貧困のため棄児および嬰兒殺しが広く一般的に行われていると引用している⁴。

このように、18世紀の西欧諸国では清代中国における棄児に関するトピックが論じられてきていたが、管見の限りではイエズス会士とマカートニー使節団両方の記録を比較し、中国像の差異を検討した研究を見出すことが出来なかった。しかし著者は、中国像を変化させた契機となる使節団の記録との差異を項目ごとに丁寧に検討することで、中国像の変化の過程を明らかにすることが出来ると考えている。そこで本稿では、彼らが共通して記してきた棄児の記録に着目し、西欧における記録がどのように変化したのか、その過程を明らかにすることで、西欧の中国観の変化を論じたい。

その検討方法として、まず1.および2.において、団員たちの判断基準を明確にし、棄児に関する情報を総合的に判断ために、英中両国において棄児・嬰兒殺しがどのように社会的に認識されていたのか、そしていかなる処罰や対策が設けられていたのかを探る。3.ではこれまでイエズス会士らが棄児・嬰兒殺しに関してどのような記録を残してきたのかを明らかにする。最後に、4.において、マカートニー使節団員らが棄児・嬰兒殺しに関して共通して記した記録を抽出し、使節団員の言及内容をもとに、使節団員らが中国の女性や中国の社会に対してどのような印象を受け、発信したのかを述べることにしたい。

1. 清代中国における棄児の記録

1.1. 社会史・制度史の観点からの先行研究

西欧側の記録だけではなく、清代中国において棄児・嬰兒殺しに対してどのような記

の日記を底本として用いる。Cranmer-Byng, J. L. *An Embassy to China: Being the Journal Kept by Lord Macartney during His Embassy to the Emperor Ch'ien-lung 1793-1794* (London: Longmans, 1962) なお、マカートニーの日記には坂野による邦訳、マカートニー著坂野正高訳注『中国訪問使節日記』(平凡社、1970年)がある。坂野は、クランマー＝ビングによる上掲書において、マカートニーの日記の全文が最も底本に近い形で載せられているとしている(坂野、vii-viii頁)。なお、本稿ではマカートニーの日記からの引用に際しては上掲の坂野『中国訪問使節日記』の邦訳を参考に分析を行っており、原文と照らし合わせて必要な場合は変更を加えている。以下、マカートニーの日記からの引用にあたっては、坂野の姓と邦訳書の頁数および原文の編著者Cranmer-Byngの姓と頁数を記載する。Cranmer-byng, p.102.坂野 62頁参照。

³ Du Halde, Jean Baptiste. *The General History of China*. 2 vols. (London, 1741).

⁴ Thomas Robert Malthus, *An Essay on the Principle of Population* (London: Ward, Lock and Co., 1890) pp.118-119.

録を残しているのかを整理し、西欧側の記録との整合性をはかる。清国の行政法や行政制度を記した『清国行政法』第四巻では第二項「棄児ニ対スル救恤」の項において「溺女⁵」に対して「政府屢之カ禁令ヲ発シ其禁ヲ犯シタル者ニハ子孫ヲ故殺スルノ律ヲ適用スルコトトシタレトモ其習俗ノ盛ナル容易ニ之ヲ矯正スヘカラス⁶」と記されている。すなわち『清国行政法』では、子孫殺害の禁止を繰り返し申厳されているにもかかわらず、各家庭における事情によって嬰兒の遺棄や処分が横行し、この悪習を矯正することがままならないと指摘している⁷。

棄児という行為については、洋の東西や時代を問わず見られた現象であり⁸、各分野で先行研究が存在している。清朝のみならず歴代の中国における棄児に関する近年の論考⁹の中では、国家の制定法に留まらず広く中国の社会規範に言及した中国身分法体系について論じた代表的な研究を記した仁井田の論考を紹介したい。仁井田は幼い子供の命を奪う悪習は容易になくならず、禁令にも効果がなかったことを論じている¹⁰。後述するマカートニー使節団員が目撃した「棄児」の記録は、まさに仁井田の記述を裏付ける証左となっている。また仁井田は、嬰兒殺害の原因について「嬰兒殺害に至るには種々の原因があるが、その主因は家族経済関係であろう。重税・戦乱・飢饉等の諸最悪は貧困を益々貧困ならしめ、子女を養う余裕をなからしめるに至る¹¹」と述べており、経済的な貧困が主な理由であるとしている。

1.2. 対策と刑法上の処罰

では清代では、棄児や嬰兒殺しに対して具体的にいかなる対策が行われていたのだろうか。清代前期では人口の増加が顕著になるにつれ、嬰兒殺しが頻繁に行われるよう

⁵ 中国清代では女兒に限らず嬰兒殺しは主に「溺女」と表現されている。

⁶ 臨時台湾舊調査會『臨時台湾舊調査會第一部報告 清国行政法第四巻各論』（東洋印刷、1911）、198頁。『清国行政法』は、1903年に台湾総督府の命を受けた織田万、狩野直喜らを中心に編纂され、各巻は随時出版、1915年に全ての巻が刊行された。清の成文法規に現れた行政制度全般について記す。

⁷ 清代における嬰兒殺しに関しては、法制史研究の喜多による考察、喜多三佳「嬰兒殺の処罰に関する一考察——清代を中心として——」（『四国大学経営情報研究年報』第9号、2003）および同「清代の『嬰兒殺し』をめぐって」（『創文』第463号、2004）が認められる。喜多によると、嬰兒殺が行われる理由については「貧困で子を養えない、というのは最も一般的な理由であるが、そのほかに、姦通の証拠を隠滅するため、結婚費用負担の増大を防ぐため、といったことも理由となりえた」と述べており（喜多「嬰兒殺の処罰に関する一考察」、45頁。）、後述する仁井田の経済的な貧困以外にも、不義の証拠、そして結婚費用の節約のためであることを指摘している。

⁸ 日本においても例えば、小説家で劇作家の山本有三が『嬰兒殺し』という題名の戯曲を大正時代に発表しており、またドイツの国民的詩人ゲーテの代表作『ファウスト第一部』においても重要なモチーフとなっている。

⁹ 中国史に関連する研究としては以下が確認できるが、いずれも戦前および戦中の研究である。西山栄久「支那民間のinfanticideについて」（『東亜経済研究』第13巻第1号、1929）。曾我部静雄「溺女考」（同『支那政治習俗論考』筑摩書房、1943）375-417頁。近年の論考としては、仁井田陸『中国身分法史』（東京大学出版会、1983）において、中国歴代の棄児についての総論的記述がある。

¹⁰ 仁井田『中国身分法史』、76頁参照。同書は「殺子の中では嬰兒殺害（即ち溺児）が最も頻繁であった。たとえば政府が所謂慈幼政策を看板にし、又、居養院・慈幼局・擧子倉を設けて棄児救済と共に、溺児の弊風を匡正せんと企画しても、一向成績が挙げられず、禁令にも実効性が乏しかった」と述べている。

¹¹ 仁井田、同書、816頁参照。

になっていた。そのような中、民間人によって運営される慈善団体である善会¹²が嬰兒を保護し養育する育嬰堂が、康熙元(1662)年北京の北京育嬰堂を皮切りに徐々に中国全土に設置されていった。善会は明末に出現し民国時代に至るまで、育嬰事業に力を注いでいた。ここでいう育嬰事業とは、夫馬によると「この世に生を受けたばかりの子供が、家族計画を何よりも優先させる親たちによって殺されようとした時、これを生かそうとする事業¹³」、即ち嬰兒殺しを防ごうとする事業のことである。育嬰堂の資金源は土地によって異なるが、いずれも巡撫や知府といった行政上の責任者は少なく、その殆どがその土地の有力な郷紳や商人などでありあくまでも民間によって運営された¹⁴。結果、育嬰堂の設置は大量の嬰兒を生かすことに繋がったが、夫馬は、捨てられていく嬰兒が増加していったため、北京育嬰堂の設置者の一人である趙吉士が金策に苦心し、かつ育嬰堂の経営の困難さを述べていることを指摘しており¹⁵、育嬰堂の設置だけでは北京城内で捨てられた全ての嬰兒たちを救出することは困難であったことが伺える。

以上、述べてきたように清代の北京においては、日常的な事象として「棄児」が見られたのであるが、当時の法制度ではどのような処置および対策を施していたのであろうか。喜多によると、明・清時代の律には、嬰兒殺しへの処分を規定した条文はなく、代わりに祖父母・父母が子孫を殺した場合の律が、嬰兒殺しおよび成人した子孫への殺害にも適用されることになっていた¹⁶という。また同じく清律・闕段「殴祖父母父母」条においても、経緯は問わず祖父母や父母が子孫を殺害した場合「杖(棒叩き)六十、徒(近距離の流刑)一年¹⁷」と刑罰の対象になっていることは確認できる。しかし、嬰兒殺しは禁ぜられていたものの、実際に嬰兒殺しを禁ずる告示の効果および定められていた通りに処罰がなされていたのかは疑問であると喜多は述べている¹⁸。

1.3. 特徴と背景

では、宣教師や団員たちが目にしていたであろう、遺棄された幼児たちは具体的にどのような幼児たちであったのであろうか。中国のように農業を主体とした社会において

¹² 夫馬進『中国善会善堂史研究』(同朋舎、1997)、255頁によると、善会、善堂の中でも最も早くに始まったのは、高攀龍・陳幼学らによって萬曆42(1614)年に無錫県において作られた同善会である。同善会は、長江デルタ地帯を中心として東林党もしくは東林党に近い人々によってはじめられた。

¹³ 夫馬『中国善会善堂史研究』、211頁。

¹⁴ 嬰兒たちの保護・養育方法としては、捨てられた嬰兒、若しくは育嬰会事務所に連れてこられた嬰兒たちが到着した日時を記録した後に、育嬰堂との間で契約を結んでいる乳母の元にて育てられる。その後、毎月の朔日ごとに乳母に連れられて育嬰堂にて、本人であることの確認と健康状態の点検を定期的に受ける。また、所定の手続きを踏めば育嬰堂の嬰兒をもらいうけ、自分の子にすることも可能であった。

¹⁵ 同上。趙吉士が北京育嬰堂の運営資金を募る目的で記した「都門育嬰堂募疏」に記されている。

¹⁶ 喜多「嬰兒殺の処罰に関する一考察」、12-13頁。具体的には、清律における刑律・人命「謀殺祖父母父母」条において、「其尊長謀殺卑幼、已行者、各依故殺罪減二等、已傷者、減一等、已殺者、依故殺法」という規定がある。

¹⁷ 喜多「清代の『嬰兒殺し』をめぐって」、13頁。

¹⁸ 同論文、13頁。

は、子供、特に男児の誕生は農業生産の担い手として、一家の家計を支える存在となり、将来的に親を扶養する存在として期待された。一方、女兒は将来的には女家から男家に嫁娶される存在であり、女家側では成長するまでの養育費ばかりがかさむ結果を招いた¹⁹。このように中国では父系中心の家族制度が支配的であり、婚姻を経て男家が妻を迎え、妻が女家から男家に嫁入ることによって婚姻生活に入るという所謂「嫁娶婚」の形態を持つことが確認できる。そのため女兒の出産は必ずしも歓迎されず、女兒はときに、生後間もない時期でも遺棄の対象になりがちであったのである。実際、当時の統計においても、棄児の多くは女兒であった。

例えば夫馬は前述の『中国善会善堂史研究』において、育嬰堂に収容された児童を性別毎に計算している²⁰。光緒17-19(1891-1893)年の3年間にわたり海寧州城留嬰堂(海寧州城)に光緒17(1891)年から留嬰堂と呼ばれる施設がおかれ、育嬰堂と殆ど同じ活動を行った²¹。そこで夫馬が留堂(住堂)と寄堂の実数を、『海寧州城重設留嬰堂徵信録(光緒一七年至一九年)』を元に作成した表の男児と女兒の数に注目すると、どの年も実在嬰兒数において、光緒17年12月末は男児と女兒の内訳は48人中47人が女兒、翌年は65名中62名が女兒、さらに光緒19年12月末は85人中85人が女兒と、女兒の方が明らかに多く収容され、男児が遺棄されにくい傾向が確認できる²²。

2. 18世紀英国における棄児・嬰兒殺し

2.1. 社会現象としての嬰兒殺し

マカートニー使節団員が中国に眼差しを向ける際、無意識にであっても当然のことながら、英国の状況を念頭に入れて報告を行っていると考えられる。ここで、彼らの論拠となると思われる、18世紀の英国における棄児に関する事情を確認する。

雑誌や新聞の記事などを通して18世紀英国の女性に関する分析を行ったヒルによると、18世紀の英国では社会的に貞操観念が強く、特に女性は男性に対して性的純潔が求められていたとしている²³。従って未婚の母や婚姻関係にない男女間に生まれた非嫡出子は、不名誉な事として社会的に冷遇される原因となった。そのため不幸な将来を案ずるあまり非嫡出子を中心とする嬰兒殺しが横行し、特に女性の間で起こりがちな犯罪として知られていた。また、ヒルによると『嬰兒殺し』は密室で行われる場合が多く、証拠が隠滅されるケースも多かったに違いなく、そのため犯罪としての立証も難しかったと推測されるが、上記の事例のように明確な証拠の上で『嬰兒殺し』と判明した場合には、当時のマスメディアが大きく報道することも珍しくなかった²⁴と述べており、

¹⁹ 曾我部「溺女考」、378-379頁。このことは、仁井田も同様のことを指摘している。(仁井田『中国身分法史』、816頁)

²⁰ 夫馬『中国善会善堂史研究』、324-325頁。

²¹ 夫馬、同書、320頁。

²² 夫馬、同書、324-325頁。

²³ Bridget Hill, *Eighteenth Century Women: An Anthology* (London: Unwin Hyman, 1984), espec. p.25

²⁴ Hill, *ibid.*, p. 136.

嬰兒殺しを明らかにすることの難しさを述べている。

すなわち英国の場合、中国とは異なり親が育児を放棄して嬰兒や幼児を公の場所に捨てる「棄児」とは傾向が異なる。中国の場合、マカートニーの記述の通り棄てられた子供には死亡した子供と生存している子供が混在していた。つまり親自身が棄てた子供の生殺与奪には関わっていない可能性も否定できない。子を棄てる際に殺害した事例もあるが、少なくともマカートニーの日記からは生存している捨て子の存在が指摘されるため、すべての事例が「嬰兒殺し」に該当するわけではない。それに対し、英国で確認される事例の大半は「棄児」というよりも、明らかに親による嬰兒の殺害に該当し、英中両国の事例の比較考察の際には、その点の考慮が必要であろう。

2.2. 対策と刑法上の処罰

18世紀英国で実定法として機能していたコモン・ローは、子供の権利を保障している。この点については、コモン・ローの解釈を行った18世紀のイギリス人法律学者ウィリアム・ブラックストーン(William Blackstone, 1723-1780)の著書『英国法積義²⁵』からも見て取ることができる。ブラックストーンは、『英国法積義』第1巻第16章「父母と子供の権利」において、両親とその子供各々の権利について次のように述べている。「もし親が逃亡して児童を置き去りにする場合は教会の代理人及び貧民管理者においてその土地の家賃、物品、財産を処理してそれを児童の救済に当てるべし²⁶」すなわち、子供が養育を放棄された場合について、政府が両親以外のものにその養育を委託しており、子どもが生活するための環境を整えようとしていることが分かる。

親に棄てられた子供たちは救貧院や、元船長のトーマス・コーラン(Thomas Coram, 1668-1751)がロンドンに1739年に開設した捨子養育院²⁷に送られる事例も多々あった。この種の捨子養育院は、「棄児」の生活費と教育のために1739年設立されたもので、これにより「棄児」の中でも最も悲惨な「嬰兒殺し」を予防し、「棄児」を救済・養育する機関として、その後1950年まで運営が行われ、現在でも保育慈善団体が運営する養育病院という形式で継続されている²⁸。

また、実際に英国で嬰兒殺しが行われた場合は、子供の命を奪った者には厳しい刑罰が科せられた。18世紀英国の代表的な雑誌『ロンドン・クロニクル』や、1731年から

²⁵ 全四巻。1756年に初版作成。ブラックストーンが存命中に8回改訂版が出版される。(堀部 政男「ウィリアム・ブラックストーン：その生涯と『イギリス法積義』」(『一橋論叢』第61巻第4号、1969参照。)邦訳として石川彝『黒石氏解大英律』(勝島万助印刷、1886)もあるが、訳本が出版された年代を鑑みて本稿では筆者の訳を使用する。底本として William Blackstone, *Commentaries on the Law of England* (Chicago: The University of Chicago Press, 1979)を使用する。

²⁶ Blackstone, *Commentaries on the Law of England Vol.1*, p.436.

²⁷ 英国の嬰兒養育院については Nichols, Reginald Hugh and Wray, Francis Aslett. *The History of the Foundling Hospital* (London: Oxford University Press, 1935)などが詳しい。

²⁸ また、この捨子養育院の他に、19世紀にはいと慈善団体や個人による孤児院も設立が行われ始めていた。最も有名なのは、1870年にはトーマス・ジョン・バーナードによって設立されたバーナード・ホームであり、このように英国では官民による捨て子の救済が行われていたことが確認できる。

1907年まで200年近くにわたってロンドンで刊行された総合文化雑誌『ジェントルマンズ・マガジン』で紹介された諸事例での刑罰を見ると²⁹、監獄への収監や死刑などに処せられており、これらの事例を見る限りでは、英国では「嬰兒殺し」は重大な犯罪であり、発覚した際は記事になるほど非日常的事象であったことが確認できる。

2.3. 特徴と背景

英国でも棄児は行われていたが、中国のように女兒が遺棄されやすいという性差はあったのであろうか。1741年から1799年のロンドン捨子養育院とロンドンの救貧院における男児と女兒の収容数の比較を行っているレヴィーンの論考によると、嫡出児および非嫡出子ともに女兒と男児の遺棄数の差異は殆どなく、寧ろ男児の数のほうが若干多い³⁰。

英国における棄児の理由も様々であるが、フィールドによれば、1550年から1800年の英国で一般的に遺棄された児童の大半が非嫡出子であるという³¹。またレヴィーンも、1741年から1760年までのロンドン捨子養育院の記録を元に、66%が非嫡出子であることを根拠に18世紀英国における棄児は殆どが非嫡出子であったと述べている³²。この場合の非嫡出子についてだが、ブラックストーンが前述の『英国法釈義』において、「非嫡出子とは未婚の男女間、若しくは無効とされた婚姻において誕生した子供³³」と述べている。また同論文では、非嫡出子は嫡出子に対して財産を受け継ぐことが出来ないと書かれており³⁴、その他にも就職が困難になるなどの様々な弊害が生じることを述べている。社会規範に抵触する存在とされることで、非嫡出子が生きにくい時代であり、非嫡出子の殺害につながりやすかった事情が垣間見える。

3. 記録する宣教師たち——棄児への解釈

中国に長期に渡って滞在していたイエズス会士をはじめとする宣教師達の記録には、度々棄児に言及した記述が見受けられる。棄児について、マテオ・リッチは明代中国で目にした事象を細かに記している。リッチは報告書の「チーナの迷信および悪弊について³⁵」という章にて特に女兒は育てていけないからという理由で溺死させられ、これは身分に関係なく行われるとしている。後世のイエズス会士らの記録に比べると、身分を

²⁹ *London Chronicle*, 1757, Vol.1, p.417 や、*Gentleman's Magazine*, 1763, p.409 などに嬰兒殺しの記事が掲載されている。

³⁰ Alys Levene, "The mortality penalty of illegitimate children: foundlings and poor children in eighteenth-century England", in Levene, Alys, Nutt, Thomas and Williams, Samantha (ed.). *Illegitimacy in Britain, 1700-1920* (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2005), p.16.

³¹ Valerie Fildes (ed.), *Women as Mothers in Pre-Industrial England* (London: Routledge, 1990), p. 152.

³² Levene, "The mortality penalty of illegitimate children", p.4.

³³ Blackstone, *Commentaries on the Law of England Vol.1.*, p.443.

³⁴ *Ibid.*, p.447.

³⁵ リッチ、マッテオ著 川名公平訳、矢沢利彦注『中国キリスト教布教史 一』(岩波書店、1982) 105頁。

問わないと断定している³⁶点が特徴的である。後世のイエズス会士らの記録のほうが、この点については詳細に記されている。ただ、リッチの特徴的な点は、なぜ子供が殺されるのか、という点に対して独自の解釈を加えていることであろう。

こうした残虐な行為に広く道を開いているのは、当地では魂は肉体から肉体へ移動するという説が信奉され、子供を殺すのはかえって子供に善いことをするのだという考え方があったからだ。すなわち、すぐどこかの金持ちの家に生まれるので、貧乏をしてさまざまな苦勞を味わわずにすむからだ。それゆえ、こっそりそうするということはなく、誰もが知っている。³⁷

リッチは、輪廻転生説に注目するとともに、「中国人の不幸な点」として、20歳になるまえに結婚することを「節度がなく無節操」と評し、姦通、北京の公娼の多さ、妻を金で買って子供たちを養育できず子供を売り払うため自国民の奴隷が多い、などを挙げ、その中でも棄児は「多くの地方に見られる一つの悪習」としている³⁸。そして、このような中国における棄児に関する報告は清代中国でも続いている。1700年11月11日付でイエズス会の宣教師ド・プレマール師が同会のル・ゴビアン師にあてた書簡「江西省の撫州府において」では、以下のように述べられている。

極度の貧困が恐ろしい行き過ぎをもたらすことをひとは知っています。だれでもひとたびシナに来て、ものごとを自分の眼で見はじめるやいなや、母親たちがかの女の多くの子供を殺したり、遺棄したりすること、両親が僅かのものと引き換えに自分の娘を売ること、国民が私利に汲々としていること、多数の盗賊がいることには驚かなくなります。³⁹

清代中国では、棄児は極度の貧困のために発生し、遺棄された幼児を目にする事は日常的な光景と考えられていた。そのため、遺棄だけではなく娘を売って暮らす中国人もいるなどの様子を報告している。このように、イエズス会士らの書簡には棄児に関する記録が多数確認されており、彼らは棄児を悪習と認識し、その詳細を述べつつもその理由は貧困のみならず、輪廻転生説に求める意見もみられる⁴⁰。

では、清朝に至るまで嬰兒殺し・棄児に関する報告が続くのはなぜなのか。むろん、

³⁶ 同書、111頁。

³⁷ 同上。

³⁸ 同書、109-110頁。

³⁹ 矢沢編注『イエズス会士書簡集4 社会編』(平凡社、1973)、5頁。

⁴⁰ 他にも北京での棄児に関する報告は多数ある。*Lettres édifiantes* に多数収められており、ブーヴェ、ダントルコル、ゴービルなどの宣教師によって詳述されている。矢沢編注『イエズス会士書簡集3 乾隆編』(平凡社、1987)、78頁。

それがあまりにも衝撃的な光景であるというのは理由の一つであろうが、多数ある異国の事情の中でも、数百年にも渡り報告が続く理由はそれだけではないはずである。それは、在中国フランス・イエズス会士による「1738年におけるシナ帝国の宗教事情」と題された書簡にその答えがあると思われる。

まずこの書簡では、「北京では必要な救恤が行われなかったために、その大部分が死亡する多数の幼児が遺棄されていることは周知のことです⁴¹⁾と中国において棄児が行われていることを確認した上で、同様に遺棄された幼児たちに対して洗礼を行っていたことを報告している。このような一連の行動をイエズス会士は「宣教師たちが行っている最大の、そしてもっとも確固とした善行のひとつはこれらの幼児のために洗礼を得させてやることです⁴²⁾と述べており、遺棄された幼児に対して洗礼を行い、時には育嬰堂に連れて行くことを最大の善行とした。ここまでは、これまでのイエズス会士の記録内容と大差はない。

しかし、宣教師が遺棄された幼児もしくは嬰兒たちに善行を施すべく行う洗礼は、中国政府からみると、異教徒による怪しい儀式そのものであった。異国の宗教儀式ゆえに不可解であるという理由だけではなく、1723(雍正元)年および1736(乾隆元)年にはキリスト教に対する禁令が発布されたため、宣教師たちは康熙帝の時代に比べると布教活動に難儀していた⁴³⁾。このように、イエズス会士が棄児に対して洗礼を行うことは、特に乾隆帝の治世では命がけの行為として強調されていた。また、これはイエズス会士の記録に、棄児・嬰兒殺しに関する報告が多い理由であるとも考えられる。つまり、幼児・嬰兒を育嬰堂に連れて命を救うことを「最大の善行」として報告することができると同様に、自身らの布教活動への理由付けともなる行為であったのだ。捨てられた子供に対する洗礼は信者を増やすことにもつながるといふ彼らの布教活動の一環であったため、200年以上もの間、報告され続けていたと考えられる。すなわち、中国において棄児・嬰兒殺しについて報告することは、宣教師にとって中国はキリスト教によって救われるべき、庇護を受けるべき国であることの裏付けであり、布教を行う必要性を説くための材料となったのである。

4. マカートニー使節団たちの「棄児」「嬰兒殺し」報告

4.1. 使節団が記録する理由——宣教師、中国人への非難

⁴¹⁾ 矢沢編注、同書、53頁。

⁴²⁾ 同上。

⁴³⁾ 同上。書簡では、順天府においてポルトガル司祭の伝道師である齡40の劉二という人物が、育嬰堂の守衛でもあり告発者でもあるリシユウという人物とともに刑部に連行されるという事件が起きたことを報告している。劉二は、棄てられていた幼児の額に聖水を数滴垂らし、文言を唱えて洗礼の儀式を行っていたが、役所の判決文では「警部は棄児収容所で呪文を唱えながら子供たちの頭に水を注いでいた科でその場で捕らえられた」とされている。結果、劉二は板30の刑となり、判決文が諸役所に送られる前に執行されるなど、役所からも存在を軽んじられていたという事もあり、宣教師らは一層布教に慎重であった。

では、マカートニー使節団員らが記録した棄児に関する記録はどのようなものであったのだろうか。マカートニー使節団員は帰国後に、滞在中に記した日記や帰国後に記したであろう書籍を出版し、若しくは刊行に至らないまでも記録を書きとどめて個人で所蔵した。現時点で確認できる使節団員本人が中国滞在に関して記したのは、8名⁴⁴である。内、本稿では棄児に関する記録を複数回言及している、大使マカートニーの日記、副使ストーンンの著書『グレートブリテン国王より中国皇帝への使節団の公式報告⁴⁵』、機械係バロー (John Barrow, 1764-1848) の著書『中国での旅⁴⁶』の三人の記述を主たる考察対象とし、画家アレグザンダー (William Alexander, 1767-1816) の著書『中国の風俗⁴⁷』の画像からも検討を行う。

以下、団員たちの棄児へのイメージの変化を追うために、時系列順に三名の記述を検討する。団員の中で最も早く棄児に関する記録を登場させたマカートニーは1793年8月30日の日記で、北京にてフランス出身のラザリス会士であるロー師⁴⁸との対話を思い出しながら、以下のように記している。

貧しい者たちの間では棄児は普通に行われている、と中国の歴史を書いたほとんど全ての書物に出てくるが、彼(ロー師)はそれを事実であると認めた。警察は毎朝早く荷車を一台出して町をまわらせる。荷車は捨て子を拾い上げて、彼らを埋葬するための穴、すなわち墓地へと運ぶ。宣教師たちはしばしばその場に立ち会って、健康そうで元気を回復しそうな子供を少数引き取って保護する。残りは、生きていようが死んでいようが、無差別に穴の中へなげこまれる。⁴⁹

マカートニーは中国での棄児について、彼が読んでいたとおりの行為が実際に行われていることを確認している。つまり、荷車に積まれた子供たちが穴に放り投げられ、宣

⁴⁴ 中国滞在について文書を記したのは、本稿で取り上げる団員以外にも最初に中国訪問について記録を出版した侍従のアンダースン(Aeneas Anderson, 生没年不明) の他、ライオン号の船長エラスムス・ガウアー(Captain Sir Erasmus Gower, 1742-1814) の *A Journal of His Majesty's Ship Lion beginning the 1st of October 1792 and ending the 7th September 1794* (British Museum, Add.MS.21106)、ライト・ドラゴン号の兵卒であるサミュエル・ホームズ(Samuel Holmes, 生没年不明) の *The Journal of Mr. Samuel Holmes...as one of the Guard on Lord Macartney's Embassy to China and Tartary...* (London: W. Bulmer, 1798)、ストーンンの息子トマスのドイツ人家庭教師ヒュットナー(Johann Christian Hüttner, 1766-1847) の *Nachricht von der Britischen Gesandtschaftsreise durch China und einen Teil der Tartarei* (Berlin, 1797) およびその仏語版 *Voyage a la Chine* (Paris, 1800) がある。それぞれの記録に関する評価および詳細は、Cranmer-Byng, pp.342-152 を参照。

⁴⁵ George Leonard Staunton, *An Authentic Account of an Embassy from the King of Great Britain to the Emperor of China* (London: G. Nicol, 1798) 3 vols.

⁴⁶ John Barrow, *Travels in China* (London: Cadell & Davies, 1804)

⁴⁷ William Alexander, *Costume of China, Illustrated by Forty-Eight Coloured Engravings* (London: William Miller, 1805)

⁴⁸ ロー師(Nicholas Joseph Raux, 1754-1801) はフランス出身でパリのラザエルス会所属。満州語と中国語を解し、1785年から朝廷で数学者として勤務していた。マカートニーの8月27日付の日記によると、「背の高い太った男で、身のこなしや話し方が堅苦しくなく、非常におしゃべり」な人物。(坂野 57 頁) なお「ロー師」という訳は坂野の訳に拠っている。

⁴⁹ Cranmer-Byng, p.102.坂野、62 頁。

宣教師たちがそのうちのわずか数名を引き取っていくという行為である。そして宣教師たちに引き取られなかった子供たちのその後について、マカートニーは同じ日付でこのように記している。

しかし、ロー師はきわめてまじめな顔をして、彼の仲間の修道士たちは、いつもまず、少しでも生命の残っているとみられる子供たちに「彼らの魂を救うために」*Pour leur sauver l'ame* 洗礼を施していると自信を持って言った。⁵⁰

宣教師たちは数人の子供を引き取るものの、死にかけている子供たちに対しては、「彼らの魂を救うために」洗礼を施すことしかできないが、ロー師はそのことを誇らしげに語ったとマカートニーは記している。ここではマカートニーはどちらかというと中国人自身の行為よりも、捨てられた子供たちのうち生氣のある者だけを選び、残りは穴の中で見殺しにし、しかも死んでいく子供たちに洗礼を施すことを「善行」と考える宣教師たちの態度を批判しているように解釈できる。その証拠に、同様の内容についてバローもマカートニーと同じ論調で記録している。

バローの『中国での旅』には特定の日時に関する言及が見られないものの、彼の著作はマカートニーの日記とアンダースンの日記に照らし合わせると記述内容がほぼ時系列順になっているため、恐らくはマカートニーの日記と同じ時期の内容を記述しているものと推論される。そのバローの著作には次のように記述されている。

北京の警察は早朝に荷台つきで見回りをさせ、夜の闇に乗じて道端に捨てられた幼児たちを回収させることは、北京の警察の義務としたようである。取り調べは行われず、幼児たちは町の城壁の外にある共有の穴に生きていようが死んでいようが無差別に放り込まれる。この破滅の穴に北京のローマン・カトリックの修道士達は自分たちの仕事の一部として順番に出向き、そのうちの一人が自らこの穴について語ったところでは、その中でも、特に生氣のある者たちを選び、未来の改宗者になっている。動かないが生きていかもしれない他の者たちには洗礼を施すことにより、*彼らの魂を救うために*。⁵¹

この内容は、マカートニーの日記とほぼ同一の内容であることは明らかである。ただ、バローの記述はマカートニーのそれと比べ、幼児たちを回収するために警察は義務付けられているなど中国情報がより細かに加えられているだけではない。児童が遺棄される状況に関して「夜の闇に乗じて」や「町の城壁の外にある共有の穴」に「無差別に放り込まれる」などの細かな状況を加えることで、より一層児童たちがいかに悲痛で絶望的

⁵⁰ Cranmer-Byng, p.102. 坂野、62頁。

⁵¹ Barrow, p.168.

な状況にあるかという点を強調している。さらに、そのようにまだ息のある子供たちが、既に息絶えている子供たちと共に穴の中に放り込まれているという悲惨な状況の中、宣教師たちは死にかけている子供たちに洗礼を施して善行を施したつもりになっているとバローは宣教師たちの行いを痛烈に非難している。つまり、中国の子供たちは一度、中国の親たちに捨てられ、その後も「特に生氣のある」子供しか救わない宣教師たちにも見捨てられている、と描写しているのである。

以上、マカートニーとバローの両者による「棄児」の記述内容について確認した。北京城内では毎日のように棄児がおこなわれていること、捨て子の回収は警察が実施していること、捨て子の生死に関わらず子供は警察により投棄されること、そして捨て子の投棄場所では宣教師が立ち会い、一部の子供達を救済していることがこれらの記述から確認できよう。当時の中国で遺棄された児童の数についてバローは年間 9000 人⁵²、ストーンは年間 2000 人⁵³と述べており、その数こそ一致はしていないが、少なくとも中国では多くの数の児童が遺棄されていたことを示そうとしていた。さらに、そのような惨状を目の前にしても生き残れそうな子供たちのみを選別し、信者を育成することのみを重視する一方、目前の死にかけて子供に洗礼を受けさせるだけで善行を施したつもりになり、子供たちの命を救うわけではなく見殺しにしている、とカトリック宣教師の様子を非難しているのがあった。

4.2. 使節団の棄児・嬰兒殺しへの解釈—「迷信」か「時代遅れ」か

放り込まれた穴の中から宣教師たちに救出され洗礼を受けた子供たちや、中には先述したように善会堂で保護された子供もいたが、一方で親に棄てられそのまま生き延びることのできなかつた子供たちもいた。救われることのできなかつた幼児についてバローは「都市の街では、犬やブタに結わえつけてある紐が非常にゆるいと言え、読者諸君は、警察の荷台が回収に来るまでに、遺棄された幼児達の身にどのようなこと必然的に起きるのは、容易に想像できるであろう⁵⁴」と述べている。幼児たちのその後の具体的な言及は避けているものの、バローは路上に放置された幼児達が様々な外的要因によって如何に容易にその身に危険が及びやすいのかを読者に想像させている。また、中国人は幼児たちに直接手を下さず犬や豚に下させていることなどを示すことで中国人の残虐性と狡猾さ、それと同時に幼児たちに直接手を下せず、幼児たちの生命の存続を自分ではない何かに委ねる中国人の行為を記しているのである。

このような、中国人が遺棄を行ったあと、幼児の生命の存続を何かに委ねるという行為への理由についてはストーンが報告を残している。彼は川での棄児の例に触れ、嬰兒の殺害方法とその理由について以下のように述べている。

⁵² Barrow, p.170.

⁵³ Staunton, Vol.2, p. 159.

⁵⁴ Barrow, p.169.

幼児は捨てられる際にすぐに溺れ死なないように首に瓢箪をくくりつけられるのだが、結局人々は、それは幼児が流された川神への生贄になるという迷信に助けられて、心の中である程度折り合いをつけるようになった。⁵⁵

幼い子供が首に瓢箪をくくりつけられ、川に投げ入れられるという記述は、思わず読者も顔をしかめたくくなるような光景であろう。しかし、ストーンは、幼児たちはただ命を奪われるのではなく、川の神への聖なる生贄として命を捧げていると中国人が自身を納得させようとした点を記している。すなわち、中国人にとって遺棄された幼児は貧困や各家庭の個人的な理由で遺棄された憐れな子供ではなく、遺棄を聖なる神聖な行為と結び付けて生贄として描写しているのである。ただ殺されるのではなく、殺す側にそれらしい理由をつけて納得させようとしている点は、リッチが中国人は輪廻転生説を信じているからであると述べることのそれと通ずるものがある。ただ、ストーン



図：「漁師とその家族」の拡大画像。左手前に瓢箪を背負っている子供が確認できる。

の場合、輪廻転生説ではなく、川の神の霊の生贄になるというストーンのところの「迷信」によって殺す側が自身を正当化していると判断しているのである。この幼児の体に瓢箪を括り付けるという描写は、画家アレグザンダーの著書『中国の風俗』、「漁師とその家族」という項目で確認できる⁵⁶。「漁師とその家族」では主に船上で暮らす中国の人々の生活や、鵜飼いについて述べているが、船上で暮らす家族の中でも幼児について簡潔に記している。それによると、瓢箪を幼児の体に括り付けるのは溺死させるのではなく、船から落ちて溺死をすることを防ぐための浮き輪のような役割を持つものだと説明している⁵⁷。挿絵は船の様子が大きく描かれているが、乗っている人物を観察すると船に乗って煙草を吸う女性に群がる3人の子供のうち、手前の小さな子供の背中に瓢箪を背負わせているのが見える。ストーンとは異なり、子供につける瓢箪は子供の生命を守るものであり、生命を神に委ねるものではなかった。このように、瓢箪への解釈は団員の間で異なる解釈がなされているが、瓢箪は棄児と深く関係がある物として団員たちが注目し、取り上げられていることが確認できる。

しかし、このように「迷信」こそが中国人の行動の背景にあると述べるストーンに対して、バローは「中国人の愚かで、非情な性格の証⁵⁸」の最たる例として棄児を挙げ、「習慣として許容され、政府によって推奨されている⁵⁹」と激しく非難している。

⁵⁵ Staunton, Vol.2, p.335.

⁵⁶ Alexander, "A Fisherman and his family, regaling in their boat"の項目より。

⁵⁷ 同上。

⁵⁸ Barrow, p.167.

⁵⁹ Barrow, p.167.

棄児は「非自然的 (unnatural) / 自然に反する (against nature)」習慣であると繰り返し論じている⁶⁰点がバローの主張の最も特徴的な点である。バローにとっては、棄児というのは、子供が「非自然的に⁶¹」捨てられる「非自然的な犯罪⁶²」であり、「自然に反する⁶³」行為である。そこで、バローのいう「自然 (natural)」が一体何かということをもまづ明らかにする必要がある。バローのいう「自然」は自然権/自然法のいずれかを指していることは容易に推測できるが、いずれの概念も古代ローマの時代を遡ると、時代によってその概念は異なっている。18世紀の自然権について論じる際には、西欧諸国に衝撃を与えた1789年8月26日にはフランスの国民議会にて「人権宣言」が採択されたことを念頭におく必要がある。それはマカートニー使節団が派遣されるわずか4年前の出来事であり、現代の発端となった出来事といわれており⁶⁴、バローにも少なからぬ影響を与えていたといえよう。

バローは棄児を禁ずる法律を例に取り上げ、それを禁ずる法律をわざわざ立てるべきか否かを論点とした。そのように「野蛮 (rude)」な棄児という行為は、西欧諸国ではもはや、はるか昔の時代の行為であることを示すために以下のように述べている。

無骨で好戦的なスパルタ人の法律では嬰兒殺しは認められていたが、しかしながら両親は犯罪者でもなく、教唆者でもなかったのだ。⁶⁵

このように棄児を認める法律があり、子供たちは穴に捨てられたとしている好戦的な古代スパルタ人を例に出している⁶⁶。プルタルコスによれば、古代スパルタでは、生まれた子は父親が部族の長老たちのいる「レスケ」という場所に連れていき、育てるべきか否かを判断されたという。そこでは、赤ん坊の体を精査し、頑丈で健康な子供は9000区画ある土地の一つを与えられたが、一方で育ちそうにない子や、五体不満足な子はアポテタイというタユゲトン山中の崖へ追いやったとのことだ⁶⁷。バローはさらに続けて、棄児を許可するスパルタの法律について以下のように述べている。

ローマ人の容赦のない厳格な美德は、やむを得ないというよりも、さらに残酷な他の多くの慣習と、今日の文明社会の中では恐らく道徳上の罪の中でも最も残忍きわまるものと考えられる類の慣習に加えて、これを認めている。⁶⁸

⁶⁰ なお、バローが棄児について重点的に述べている168-176頁だけでも、“natural”という語は11回登場している。それに対して、“inhuman (非人間的)”という語を使用しているのは僅か2回である。

⁶¹ Barrow, p.169.

⁶² Barrow, p.168.

⁶³ Barrow, p.170.

⁶⁴ ダントレーヴ、A. P.著 久保田正幡訳『自然法』(岩波書店、1952)、70頁参照。

⁶⁵ Barrow, p.171.

⁶⁶ Ibid.

⁶⁷ プルタルコス著 柳沼重剛訳『英雄伝』(京都大学出版会、2007)、146頁参照。

⁶⁸ Barrow, p.171.

このように古代ローマにおいて棄児は許容されざるをえないほど⁶⁹、非常にありふれた行為であったことを述べている⁷⁰。バローは、スパルタの時代で行われた棄児が18世紀の中国でも行われている事に対して、「今日の文明社会」では時代遅れで、最も残虐な犯罪であることを指摘している。さらにバローは、紀元前195年のローマの喜劇作家プブリウス・テレンティウス・アフエルの『アンドロス島の女』の一節を引用し、その中では秘密裏に棄児が行われていたことに言及し⁷¹、もはや18世紀の中国で行われている棄児は紀元前の喜劇作品と同列にしか論じられないことを読者に示しているのである。また彼は、中国に育嬰堂があることを把握していたが、それは規模が小さく、個人の寄付によって成り立っているため設立者の懐具合に依存しており、非常に経営が不安定であるとしており⁷²、育嬰堂の機能が健全に働いていないと認識していた。これは、1.で論じた当時の中国の現状と合致している見解である。

「恐ろしい習慣である」と断言するバローに対して、ストーンは棄児の現象について、教育と習慣がそのような傾向を許容していると解している。しかし、哲学者も国も、親の言い伝えに従い家を守る事が子としてふさわしい行為であるとの教育を変革しようとせず、国民は幼い頃からそのような教育に接してきたため、中国では両親は子を遺棄することで家を守ることが出来るのならば、子供を川に流そうが遺棄しようが罪の意識は抱いていない、とストーンは理解していたのが確認できる。

4.3. 遺棄の対象となりやすい中国の女兒たちへの視線

遺棄されやすい子供たちについて、団員たちは中国をどのように分析したのだろうか。バローは、最も自活できにくく、かつ、最も両親たちに利益をもたらさないからという理由で、遺棄の対象に女兒たちが選ばれるとしている⁷³。バローにとって、遺棄の対象になりやすいのが女兒ということは中国文化を理解する上では重要な尺度であった。彼は著書の第四章「中国社会について」の冒頭では以下のように述べている。

もしかすると、どの国においても社会の中でも女性の置かれている状況が、その国が到達した文明化の度合いに対するわりあい公正な尺度を与える、というのは不変の金言といえるかもしれない。女性たちの風俗、習慣、そして一般的な意見というのは自身が属する社会に多大な影響を与えており、概してその社会の性格に変化を

⁶⁹ ローマ帝政期に嬰兒遺棄の慣習が拡大した理由として、本村は遺棄する側の動機として生活困窮、遺棄された子供を拾って育てる側の動機として労働力需要の増大を挙げている。本村凌二『薄闇のローマ世界 嬰兒遺棄と奴隷制』（東京大学出版会、1993）69頁参照。

⁷⁰ Ibid.

⁷¹ Barrow, p.172.

⁷² Barrow, p.176.

⁷³ Barrow, p.174.

与えている。⁷⁴

このように、女性の扱いをみることは、一国がどれほど文明として開けているのかを知る尺度だとバローは考えていた。すなわち、バローにとって中国女性の風俗や女性への扱いについて記すことは、中国の「文明の尺度」をはかるためなのである。そのため、男児と女児の扱いの差はバローの中国への評価へ直結しているといえよう。

ストーントンも同様に、遺棄の対象となる児童は女児が多いと述べている。その理由として、中国の貧困層にとって結婚とは男児が家族を養うための一種の打算的行為であり⁷⁵、そのため中国の人口過剰においても真っ先に女児が遺棄されやすいと指摘している⁷⁶。女児が遺棄されやすい点に使節団員らは先に記述されていた宣教師たちの記録との違いをみつけ⁷⁷、女児が遺棄されやすい理由として女児は結婚の際に、嫁いで生家を出ていくことから、男児のほうがより生みの親にとっては有益な存在であるゆえに、遺棄されやすいと指摘している。これは、1.で述べた中国側の見解と共通している。しかし、ストーントンは中国では両親の愛情が芽生える前に、女児は誕生後間もなく顔つきがしっかりとしてくる前にいとも容易に遺棄される⁷⁸としており、女児を早々に遺棄する理由として、女児は家にとって負担となるという金銭的な事情だけではなく、両親が子へ愛着形成を本格的に始める前に遺棄するという心情面からの事情も述べている。また、このような現象に対してストーントンは、中国人は幼い頃から親を養うことが当然であるという教育を受けているため、両親達も子供を遺棄することに対してさほど抵抗を感じないのではないかと、推測しているのである。

バローもまた、女児が遺棄されやすいのは、ストーントン同様結婚制度にあるとしている。男児のほうが、結婚後も家に残り家を守るからという理由はストーントンと共通している。しかし、バローは更に、女児が遺棄されやすいのは結婚前の段階の許嫁の制度にあるとしている。中国の新郎は新婦が嫁ぐその日まで顔を見ることができず、その後新婦が気に入らなかつた場合、新婦を生家に突き返すことも、更に支度金を要求することもできるとしている⁷⁹。このような女性にとって「最も苦しい状況⁸⁰」の原因について、中国の馬鹿げた習慣が諸悪の根源である、と強い口調で論じている。バローは続けて、中国において裕福な家庭では一夫多妻、貧しい家庭は一夫一妻だが、中国政府が中国男性に結婚を強いているため、結婚支度金を用意することが必須な中国女性にとって経済的に非常に不利な状況が作られていると指摘している。このように、女児が遺棄されやすい原因は、中国における婚姻制度にあると指摘しており、棄児という習慣を通

⁷⁴ Barrow, p.138.”

⁷⁵ Staunton, Vol.3, p.334.

⁷⁶ Staunton, Vol.3, p.386.

⁷⁷ Staunton, Vol.2, p.336.

⁷⁸ Ibid.

⁷⁹ Barrow, p.145.

⁸⁰ Barrow, p.146. “most distressing moments”とバローは表現している。

して中国政府への批判としていることが確認できるのである。

結論

以上、18 世紀の英中両国の棄児に関する社会的通念、罰則を確認したうえで、中国の棄児・嬰兒殺しに関するイエズス会士たちの記録と、マカートニー使節団員たちの報告を比較検討してきた。約 2 世紀にもわたり中国の棄児・嬰兒殺しについて報告し続けたイエズス会士にとって、報告する事は棄てられた児童を保護し洗礼を施し、信者を増やす証になっていた。それに対して同使節団員にとって棄児とは、はるか古代の文明と共通する習慣であり、中国文明に対する判断材料の一つであった。また中国では棄児の対象として女兒が選ばれやすいことに触れ、理由として中国の婚姻制度や経済事情を認識していたが、その性差が結果、マカートニー使節団にとって中国文明を遅れたものとして批判する材料となっていた。なお、18 世紀の英中両国における棄児や子殺しの実情について比較検討した結果、バローが「野蛮」と評した習慣は英国でも横行しており、育嬰堂や捨て子養育院といった対策もほぼ共通していた。しかし、団員たちの報告では、中国の「野蛮さ」のみが言及されており、英国の現状を踏まえて相対化するといった姿勢は見当たらない。

イエズス会士同様、マカートニー使節団員たちも中国の棄児に対して、肯定的な意見は決してみられないが、アレグザンダーやストーンンのように子供に括り付けた瓢箪に着目し、批判だけではなく遺棄せざるを得ない中国人に同情の念を向ける姿勢が確認できた。そして、遺棄の理由については、団員たちはこれまでの 18 世紀の知識人たちのように人口抑制や、16 世紀のリッチのように輪廻転生説に求めることはない。むしろ、中国人は「迷信」によって行動が支配されている時代遅れな民族なのではないかという考えがストーンンの記述からも見て取れる。これは、バローが中国で起きる棄児・嬰兒殺しの理由を古代スパルタにまで遡りもとめていることからいえよう。また、ストーンンとバローは、女兒に遺棄が集中していることに対して異なる見解を提示したが、両者共に、中国の女性は、婚姻法や「重男軽女」の思想によって、生れ落ちたその瞬間からハンディを背負っていると解釈している。

中国における棄児・嬰兒殺しを通して、彼らがどのように中国社会を分析したのか、以下のことがいえよう。まず、イエズス会士らは輪廻転生の思想に基づき、棄児・嬰兒殺しを続けるキリスト教の加護を受けるべき国というイメージを作り上げてきた。しかし、使節団員は中国では棄児への対策として設立された育嬰堂や法律上の罰則などの社会的・法的機能は機能しておらず、むしろ「迷信」が優先され、女性に不利な婚姻法によって女兒の遺棄が加速していることを指摘した。すなわち、中国政府の支配力が中国全土に及んでいないという中国政府の統率力の脆さと人民への意識改革が成功していないことが、「非自然的な犯罪」を横行させていると批判している。さらに、団員たちは棄児の習慣は中国文化とスパルタや古代ローマ文明時代の悪しき習慣と同一である

とすることで、中国文明のイメージをはるか古代の文明とのイメージと結び付けた。このように、団員たちが棄児の習慣を共通して取り上げることで中国文明のイメージを退行させるような評価をしていたことが確認できたといえよう。

[付記] 本稿は、平成29年度～令和5年度科学研究費補助金(若手研究B)、「マカートニー使節団の記録にみる中国像——未公刊史料を中心に——」(課題番号17K18311 研究代表者:熊谷摩耶)による研究成果の一部である。

(査読有)

Changes in China's Image: Accounts of Infanticide by the Jesuits versus the Macartney Embassy

Kumagai Maya

Abstract

Europe's image of China changed from the 18th century to the 19th century. This study compares the records of the Jesuits and other missionaries who formed the basis of the China's image in Western Europe with those of the Macartney Mission. The latter was considered a catalyst for the change in China's image in the 18th and 19th centuries.

This study focuses on the records of infanticide that both groups noted during their stay in China. Western intellectuals recorded cases of infanticide in the 18th century when discussing China's characteristics. Although there have been studies of infanticide in Britain and China, no previous research has focused solely on mission records when comparing the two countries. Accordingly, this study compares the records of the Jesuits and the Macartney Embassy to explore the process of change in China's image; it also examines the social attention and legal penalties for abandoned children in Britain and China during the 18th century to explore the decision-making criteria of the Mission.

Consequently, we found that the Jesuits portrayed China as a country that would benefit from Christianity because of the Chinese belief in reincarnation, which could justify the practice of infanticide. However, members of the Embassy noted that in China, social attitudes and legal measures did not function as measures against the abandonment of children. Instead, "superstition" took precedence, and marriage laws unfavorable to women accelerated the abandonment of girls. Some members of the Embassy pointed out that "unnatural crimes" were rampant in China because of the fragility of the Chinese state's governance, which did not have control throughout the entire country, and the lack of successful awareness-raising efforts to prevent infanticide among the people. Additionally, they linked the practice of infanticide in Chinese culture to that in Sparta and ancient Rome, implying that it was a vestige of a far more ancient civilization. Thus, it can be

concluded that the Macartney Embassy evaluated the image of Chinese civilization as a regression from the image previously admired in Western societies.